

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次の
ように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改
正)

第1条 熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭
和41年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「。以下「令」という。」を削る。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改め
る。

(熊本市交通事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本市交通事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第51号)の一部を
次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改め
る。

(熊本市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 熊本市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第54号)の一部を
次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改め
る。

(熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(昭和天皇の崩御に伴う熊本市職員の懲戒免除及び債務の免除に関する条例の廃止)

第5条 昭和天皇の崩御に伴う熊本市職員の懲戒免除及び債務の免除に関する条例(平成元年条例第2号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提出理由)

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)の施行による地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。